

令和8年度（追加審査）

今年度は追加審査年ですので
現在資格を有している方は申請の必要はありません

測量・建設コンサルタント等業務一般競争（指名競争）
入札参加資格審査申請書作成の手引

京 都 府 木 津 川 市

は じ め に

木津川市の測量・建設コンサルタント等業務の競争入札に参加するには、測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査を受けなければなりません。

木津川市では、平成19年木津川市規則第109号で測量・建設コンサルタント等の競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請時期及び方法等について規定しています。

測量・建設コンサルタント等業務の競争入札参加資格審査を希望される方は、以下の事項に十分ご留意のうえ申請してください。

なお、今年度は追加審査年ですので、現在資格を有している方は申請の必要はありません。

また、申請書の有効期間は1年です。今回申請された方の次回申請は、令和9年2月となります。

申 請 の 手 続 き 等

1 申請書を提出できる者

資格審査申請書を提出できる者は、次のア～カのいずれにも該当しない者でなければなりません。

ア 測量等業務において、測量法第55条の規定による登録、建築士法第23条の規定による登録、建設コンサルタント登録規程第2条の規定による登録、地質調査業者登録規程第2条の規定による登録、補償コンサルタント登録規程第2条の規定による登録、不動産の鑑定評価に関する法律第22条の規定による登録、土地家屋調査士法第8条の規定による登録、司法書士法第8条の規定による登録を受けていない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 木津川市暴力団排除条例（平成24年木津川市条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者

エ 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）（以下「申請書」という。）を提出するときに、国税及び地方税等を滞納している者

オ 申請書を提出するときまでに、木津川市が発注した測量等業務に関する債務を履行していない者

カ 申請書若しくは添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

2 業種区分

国土交通省地方整備局が発注する測量・建設コンサルタント等業務の業種区分と同じ。

3 提出書類等

提出書類は、以下のとおりです。

- (1) 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等)
.....様式①-1～①-3
- (2) 業態調書(測量・建設コンサルタント等).....様式②
- (3) 営業所一覧表(申請書提出日現在の営業所).....様式③
- (4) 技術者経歴書.....様式④
- (5) 測量等実績調書.....様式⑤
- (6) 消費税及び地方消費税の納税証明書(申告している税務署)
- (7) 木津川市の市税完納証明書(写し可)、京都府の府税の納税証明書(写し可)、法人税又は所得税の納税証明書(写し可)のいずれか
- (8) 法人の場合のみ.....履歴事項又は現在事項全部証明書(写し可)
- (9) 営業に関し法律上必要とする登録の証明書(写し可)
- (10) 法人の場合.....財務諸表(1年分)
個人の場合.....所得税確定申告書又は青色申告書の写し(令和6年分)
- (11) 年間委任状.....様式⑥
- (12) 競争入札参加資格審査申請受付票
- (13) 受理・不受理票返信用封筒

4 提出書類の注意事項

1 (1)～(4)…「別添様式」①－1～①－3・②・③・④を使用してください。

- 代表者の押印について

- 法人の場合

- ＊ 「社名入り代表者印」又は「社印（角印）＋社名のない代表者印（丸印）」を押印してください。

- ＊ 使用する印鑑は、実印以外（契約印）で可（以降の提出書類についても同じ。）

- 個人の場合

- ＊ 「代表者印」（実印以外でも可）を押印してください。ただし、シャチハタやいわゆる“三文判”は不可とします。（印鑑証明書の提出は不要です。）

2 (5)… 測量等実績調書については、様式⑤の「記載要領 1～5」により作成してください。

3 (6)… 証明年月日が申請書提出時の 3か月以内に発行された証明書又はその写し（電子証明書の場合はプリントアウトしたもの）

- 様式「その3の2」（申告所得税及び復興特別所得税と消費税及び地方消費税の証明）又は様式「その3の3」（法人税と消費税及び地方消費税の証明）は、税務署で交付を受けてください。これ以外の様式（「その1」や「その3」等）は認められませんのでご注意ください。
- 消費税及び地方消費税に対して納税すべき税額がない場合であっても税務署で証明書が発行されますので提出してください。
- 納税証明書は、オンライン請求することも可能です。詳細は、国税庁の以下のURL又はQRコードからご覧ください。



https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm

4 (7)… 納税証明書の提出については以下のとおりとします。

- 木津川市内に本支店又は営業所等の営業拠点を有する業者の方

木津川市役所税務課収納係、加茂支所（市民課加茂市民福祉係）、又は山城支所（市民課山城市民福祉係）で、市税完納証明書の交付を受けて提出（写し可）してください。

ただし、法人の場合は木津川市役所税務課収納係以外では交付を受けることができませんのでご注意ください。

交付を受ける際には、本人確認ができるもの（運転免許証等）及び交付手数料

(1通300円)を持参してください。なお、市税完納証明書の請求者が納税義務者(法人の場合は代表者)でない場合は、納税義務者の委任状を必ず窓口を持参して証明書の交付を受けてください。

- 京都府内(木津川市内を除く。)に本店を有する業者の方、又は京都府内(木津川市内を除く。)の支店・営業所等に対して年間委任をされる業者の方
京都府庁総務部税務課、府税事務所、府税出張所、又は京都府広域振興局税務課で、京都府の府税の納税証明書(「府税について滞納がないこと。」の証明)の交付を受けて提出してください。(写し可)
- 上記以外の方
法人税、所得税の納税証明書、又はその写しを提出してください。その場合は、(6)の書類と兼ねるものとします。
- それぞれの証明書は、3か月以内に発行されたものを提出してください。(文字及び印影の鮮明なもの)

5 (8)・(9)… 証明年月日が申請書提出時の3か月以内(測量業者登録証明書については6か月以内)に発行されたものを使用してください。

6 (10)… 資格審査受付期間中に審査基準日を含む1年の事業(営業)年度の財務諸表の調整が完了しない場合には、直前1年の事業(営業)年度の前年度の財務諸表によってください。
個人の場合は令和6年の所得税確定申告書又は青色申告書の写しを提出してください。

7 (11)… 支店長、営業所長等に対して入札、契約等の権限を委任する場合のみ提出してください。

8 (12)… 「1 商号又は名称」及び「2 代表者氏名」は申請者で記入し、別葉で提出してください。なお、年間委任状を提出された場合でも、「1 商号又は名称」及び「2 代表者氏名」は受任者名では記入しないでください。

9 (13)… 受理票、又は不受理票を返送しますので、110円切手を貼付した定形封筒を別葉で提出してください。

なお、切手が貼付されていない場合は、受取人払い郵便で送付します。

5 その他の注意事項

- ◎ 申請者が建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務を希望し、かつ各登録業者であるときは、各登録規程による現況報告書の副本の写しの提出があれば、(4)・(8)及び(10)の書類の提出を省略することができま

す

現況報告書の副本の写しを提出する場合は、抜粋ではなく、現況報告書の副本全体の写しを提出してください。（（３）については、この写しを提出しても省略できません。また、建設コンサルタント業務をはじめとした各登録の通知（証明）の写しの提出は必要となります。）

ただし、提出する現況報告書の副本の写しは国土交通大臣に提出し、その確認印を受けたもので、希望業種が各登録規程に定める登録部門の範囲内である場合とします。

また、現況報告書の副本の写しを提出する場合において、他の業務（測量業務、建築関係建設コンサルタント業務）も併せて希望する場合は、当該審査対象の技術者経歴書を必ず提出してください。

◎ 営業に関し、法律上必要とする登録証明書には、次のようなものがあります。

「測量業者登録証明書」「建築士事務所登録証明書」「土地家屋調査士登録証明書」「不動産鑑定業者であることを証する書面」等

◎ 計量証明事業等の資格審査を申請される者は、「物品・役務の供給等競争入札参加資格審査申請（役務、登録種目：検査・調査委託）」において申請を行ってください。

◎ 申請書類に虚偽の記載をしたり、重要な事実の記載をしなかった場合には競争参加資格の受付が受けられず、また、受付後発覚した場合には、取り消されることがありますので十分注意してください。

◎ 申請書類の提出部数は１部です。

（提出書類（１）～（１１）までをその順序で一括し、左綴じ（２か所ホッチキス止め）としてください。提出書類が厚い場合は紐綴じしてください（（１２）受付票と（１３）返信用封筒は一緒に綴じ込まないでください。）。）

◎ 資格審査申請書類の内容について、記載内容等に不明確なことがあった場合は、電話等により問合せをさせていただきます。

◎ 複数の申請書を１通にまとめて郵送することも可としますが、申請書ごとに封筒に入れてください。また、受付票及び返信用封筒も申請件数分を同封してください。

ただし、建設工事、測量・建設コンサルタント等業務、物品及び役務の供給の各申請は１者１申請です。

◎ 受理票、又は不受理票を返送しますので、定形封筒に住所・氏名・郵便番号を明記し、１１０円切手を貼付し提出してください。

6 申請の時期及び提出先

申請方法について

郵送により提出してください。（持参による受付はいたしません。）

ただし、市内に本店を有する業者の方は、持参による提出（平日 9:00～11:30、13:00～17:00）も可としますが、この場合も受理票は即日交付しませんので、なるべく郵送により提出してください。

『受付期間』

令和 8 年 2 月 2 日（月）から令和 8 年 3 月 2 日（月）午後 5 時まで
指導検査課へ必着のこと
（ただし、土曜日・日曜日・祝日を除く。）

- ◎ 申請書は、J I S - A 4 サイズの申請書が折らずに入る大きさの封筒に入れ、封筒の表左下に「資格審査申請書（測量・建設コンサルタント）」と朱書きして、配達記録が残る方法（例：簡易書留、レターパック等）で、期日までに必着で郵送してください。

申請書類の記載内容に不備や誤記等があった場合は不受理票を返送します。不受理票には不受理となった事由を簡潔に表示してありますので、申請者は所要の補正を受付期間内に行ってください。

この補正手続を行わないと競争参加資格の認定はできなくなります。

申請書類郵送後 10 日を過ぎても受理、又は不受理の連絡がない場合は、指導検査課（電話 0774-75-1224）まで、お問合わせください。

「郵送先」

〒619-0286（個別郵便番号につき、住所の記載は不要）
木津川市役所 総務部指導検査課 宛

「持参提出の場合（市内に本店を有する業者のみ）」 木津川市役所 4 階 総務部指導検査課

7 参加資格の有効期間

測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格の有効期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までです。

8 審査結果の通知

競争入札参加資格審査申請受付受理票を交付したもののうち、審査のうえ、資格を与えたものは名簿に登載し、木津川市ホームページに掲載します。（別途通知は行いません。）

9 次回の申請時期

今回登録された場合、次回の測量・建設コンサルタント等業務一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請は、令和9年2月の予定です。

詳細については、令和8年12月に木津川市ホームページに掲載予定です。

10 申請書の記載事項の変更

測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格を持つ者で、次の事項に変更があった場合は、直ちに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」に変更事項を証明できる書面を添えて提出してください。

- (1) 商号又は名称
- (2) 代表者又は受任者
- (3) 営業所の名称及び所在地（営業所の設置・廃止及び電話番号等含む。）
- (4) 法人である場合は、その資本金額（出資総額を含む。）及び代表者の氏名
- (5) 測量業等の登録番号、登録年月日
- (6) 測量業等の登録の消除

※ 追加審査年度は、新たに取得した業務の追加を希望できませんので、次回定期審査（令和9年2月）で申請してください。（年度途中での追加登録はできません。）

11 その他

◎ その他、不明な点等があれば、下記までお問合せください。

木津川市役所 総務部 指導検査課

電 話：0774-75-1224（直通 平日8:30～12:00、13:00～17:15）

F A X：0774-72-8382

e-mail: shido@city.kizugawa.lg.jp